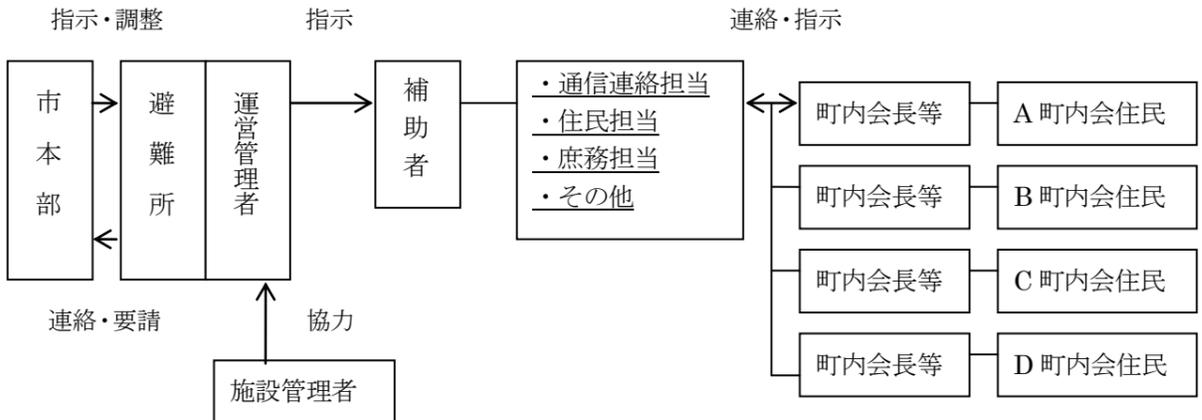
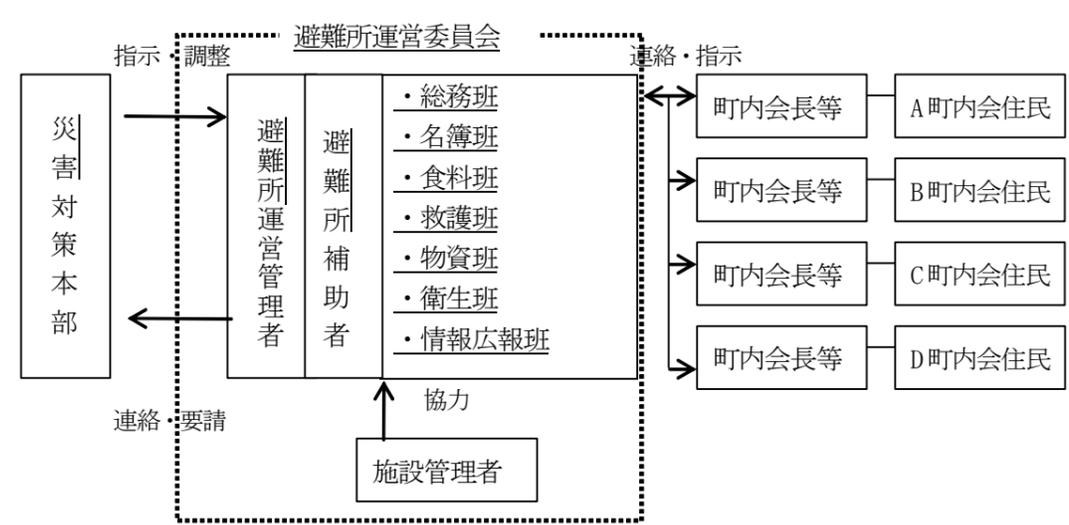


帯広市地域防災計画 (地震災害対策編) 新旧対照表

【追加修正分】

掲載頁	旧	新	備考																																																													
第3章 第1節 50頁	<p style="text-align: center;">第3章 地震応急対策計画</p> <p>第1節 帯広市災害対策本部</p> <p>別表2 部班の編成内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>部 長</th> <th>班 名</th> <th>班 長</th> <th>班に属する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">上下水道部</td> <td rowspan="5">上下水道部長</td> <td>総務班</td> <td>総務課長</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>給排水班</td> <td>給排水課長</td> <td>給排水課 料金課</td> </tr> <tr> <td>建設班</td> <td>建設課長</td> <td>建設課</td> </tr> <tr> <td>水道施設班</td> <td>水道施設課長</td> <td>水道施設課</td> </tr> <tr> <td>下水道施設班</td> <td>下水道施設課長</td> <td>下水道施設課</td> </tr> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	部 長	班 名	班 長	班に属する課	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課	給排水班	給排水課長	給排水課 料金課	建設班	建設課長	建設課	水道施設班	水道施設課長	水道施設課	下水道施設班	下水道施設課長	下水道施設課	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	<p style="text-align: center;">第3章 地震応急対策計画</p> <p>第1節 帯広市災害対策本部</p> <p>別表2 部班の編成内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>部 長</th> <th>班 名</th> <th>班 長</th> <th>班に属する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上下水道部</td> <td rowspan="4">上下水道部長</td> <td>総務班</td> <td>総務課長</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>給水班</td> <td>水道課長</td> <td>水道課 料金課</td> </tr> <tr> <td>施設修繕班</td> <td>水道課長、水道課場長</td> <td>水道課</td> </tr> <tr> <td>下水道施設班</td> <td>下水道課長、 下水道課場長</td> <td>下水道課</td> </tr> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	部 長	班 名	班 長	班に属する課	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課	給水班	水道課長	水道課 料金課	施設修繕班	水道課長、水道課場長	水道課	下水道施設班	下水道課長、 下水道課場長	下水道課	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	部班の編成 の変更
部 名	部 長	班 名	班 長	班に属する課																																																												
…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…																																																												
上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課																																																												
		給排水班	給排水課長	給排水課 料金課																																																												
		建設班	建設課長	建設課																																																												
		水道施設班	水道施設課長	水道施設課																																																												
		下水道施設班	下水道施設課長	下水道施設課																																																												
…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…																																																												
部 名	部 長	班 名	班 長	班に属する課																																																												
…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…																																																												
上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課																																																												
		給水班	水道課長	水道課 料金課																																																												
		施設修繕班	水道課長、水道課場長	水道課																																																												
		下水道施設班	下水道課長、 下水道課場長	下水道課																																																												
…省略…	…省略…	…省略…	…省略…	…省略…																																																												
57頁	<p>別表3 各部班の所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上下水道部</td> <td>総務班</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td>給排水班</td> <td>1 機動給水に関する事。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 3 給水機器の確保並びに輸送に関する事。 4 その他特命事項に関する事。</td> </tr> <tr> <td>建設班</td> <td>1 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。 2 その他特命事項に関する事。</td> </tr> <tr> <td>水道施設班</td> <td>1 配水調整に関する事。 2 水源及び配水施設の管理に関する事。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事。 4 被災水道施設の応急修理に関する事。 5 その他特命事項に関する事。</td> </tr> <tr> <td>下水道施設班</td> <td>1 処理場及び排水施設の管理に関する事。 2 被災下水道施設の応急修理に関する事。 3 その他特命事項に関する事。</td> </tr> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	班 名	所 掌 事 務	…省略…	…省略…	…省略…	上下水道部	総務班	…省略…	給排水班	1 機動給水に関する事。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 3 給水機器の確保並びに輸送に関する事。 4 その他特命事項に関する事。	建設班	1 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。 2 その他特命事項に関する事。	水道施設班	1 配水調整に関する事。 2 水源及び配水施設の管理に関する事。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事。 4 被災水道施設の応急修理に関する事。 5 その他特命事項に関する事。	下水道施設班	1 処理場及び排水施設の管理に関する事。 2 被災下水道施設の応急修理に関する事。 3 その他特命事項に関する事。	…省略…	…省略…	…省略…	<p>別表3 各部班の所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上下水道部</td> <td>総務班</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td>給水班</td> <td>1 機動給水に関する事。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 3 給水機器の確保並びに輸送に関する事。 4 その他特命事項に関する事。</td> </tr> <tr> <td>施設修繕班</td> <td>1 配水調整に関する事。 2 水源及び配水施設の管理に関する事。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事。 4 被災水道施設の応急修理に関する事。 5 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。 6 その他特命事項に関する事。</td> </tr> <tr> <td>下水道施設班</td> <td>1 処理場及び排水施設の管理に関する事。 2 被災下水道施設の応急修理に関する事。 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。 4 その他特命事項に関する事。</td> </tr> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	班 名	所 掌 事 務	…省略…	…省略…	…省略…	上下水道部	総務班	…省略…	給水班	1 機動給水に関する事。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 3 給水機器の確保並びに輸送に関する事。 4 その他特命事項に関する事。	施設修繕班	1 配水調整に関する事。 2 水源及び配水施設の管理に関する事。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事。 4 被災水道施設の応急修理に関する事。 5 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。 6 その他特命事項に関する事。	下水道施設班	1 処理場及び排水施設の管理に関する事。 2 被災下水道施設の応急修理に関する事。 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。 4 その他特命事項に関する事。	…省略…	…省略…	…省略…	班名の修正 及び部班の 編成内容に 合わせた所 掌事務の変 更																							
部 名	班 名	所 掌 事 務																																																														
…省略…	…省略…	…省略…																																																														
上下水道部	総務班	…省略…																																																														
	給排水班	1 機動給水に関する事。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 3 給水機器の確保並びに輸送に関する事。 4 その他特命事項に関する事。																																																														
	建設班	1 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。 2 その他特命事項に関する事。																																																														
	水道施設班	1 配水調整に関する事。 2 水源及び配水施設の管理に関する事。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事。 4 被災水道施設の応急修理に関する事。 5 その他特命事項に関する事。																																																														
下水道施設班	1 処理場及び排水施設の管理に関する事。 2 被災下水道施設の応急修理に関する事。 3 その他特命事項に関する事。																																																															
…省略…	…省略…	…省略…																																																														
部 名	班 名	所 掌 事 務																																																														
…省略…	…省略…	…省略…																																																														
上下水道部	総務班	…省略…																																																														
	給水班	1 機動給水に関する事。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 3 給水機器の確保並びに輸送に関する事。 4 その他特命事項に関する事。																																																														
	施設修繕班	1 配水調整に関する事。 2 水源及び配水施設の管理に関する事。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事。 4 被災水道施設の応急修理に関する事。 5 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。 6 その他特命事項に関する事。																																																														
下水道施設班	1 処理場及び排水施設の管理に関する事。 2 被災下水道施設の応急修理に関する事。 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。 4 その他特命事項に関する事。																																																															
…省略…	…省略…	…省略…																																																														

<p>第3章 第2節 61頁</p>	<p>第2節 災害情報等の収集・伝達計画 3 通信手段の確保 《 本部の通信施設 》 6 水道事業用無線 (1) 基地局 4局(建設課、稲田浄水場、南町配水場、中島浄水場) (2) 移動局 29局(車載型 20局 携帯型 9局)</p>	<p>第2節 災害情報等の収集・伝達計画 3 通信手段の確保 《 本部の通信施設 》 6 水道事業用無線 (1) 基地局 1局(総務課) (2) 移動局 56局(車載型 25局 携帯型 31局)</p>	<p>通信回線等の修正</p>
<p>第3章 第4節 76頁</p>	<p>第4節 避難対策計画 5 避難所の運営管理 《避難所運営組織体系》</p> 	<p>第4節 避難対策計画 6 避難所の運営管理 《避難所運営組織体系》</p>  <p>※1 避難所運営委員会とは、地震等の大規模災害が発生して避難所となった場合、避難所運営管理者(会長)、地域リーダー、避難者代表、施設管理者、各団体等のリーダー、避難所補助者などが、お互いに協力して円滑な避難所運営を行うための組織。</p> <p>※2 避難所運営管理者とは、避難所の運営管理にあたる市職員の責任者。</p> <p>※3 施設管理者とは、避難所が設置された学校長又は施設等の施設長。</p> <p>※4 避難所補助者とは、市から指名された職員。</p>	<p>避難所運営組織体系の修正(避難所運営委員会について)</p>

<p>第3章 第13節 112頁</p>	<p>第13節 給水計画</p> <p>5 応急給水活動 … 省略 … なお、緊急貯水槽については、設置のみ給排水班が行い、その後の管理は避難所にいるリーダーに依頼することとする。 … 省略 … 給排水班は応急給水拠点で市民への災害情報提供のため、災害情報広告紙を配布することとする。</p>	<p>第13節 給水計画</p> <p>5 応急給水活動 … 省略 … なお、緊急貯水槽については、設置のみ給水班が行い、その後の管理は避難所にいるリーダーに依頼することとする。 … 省略 … 給水班は応急給水拠点で市民への災害情報提供のため、災害情報広告紙を配布することとする。</p>	<p>班名の修正</p>
<p>第3章 第14節 115頁</p>	<p>第14節 上下水道施設対策計画</p> <p>1 実施責任者 上下水道施設対策は、帯広市(上下水道区域：上下水道部、簡易水道区域：農政部)が実施する。</p> <p>2 非常態勢</p> <p>(1) 上下水道対策部の設置 災害又は施設の異常等により水道施設に被害が発生し、給水に関し市民生活等に大きな影響を及ぼすような事態が発生し、又は発生が予想される場合は、帯広市水道事業災害対策計画に基づき、「上下水道部災害対策部」を設置する。</p> <p>(2) 動員の発令 部長は、災害応急措置を講ずるため必要と認めるときは、帯広市水道事業災害対策計画に基づき上下水道部災害対策部の非常配備態勢に基づく第1種非常配備態勢、第2種非常配備態勢、第3種非常配備態勢の動員を発令する。 ただし、災害の種類、規模、発生時期等によって特に必要と認めるときは、配備態勢と異なる発令をすることができる。</p> <p>(3) 所掌事務 部長は、災害応急措置を講ずるため必要と認めるときは、上下水道部災害対策部の編成及び所掌事務に基づく班の編成並びに所掌事務を発令することができる。</p>	<p>第14節 上下水道施設対策計画</p> <p>1 実施責任 上下水道施設対策は、帯広市(上下水道区域：上下水道部、簡易水道区域：農政部)が実施する。</p> <p>2 非常態勢</p> <p>(1) 上下水道対策部の設置 災害又は施設の異常等により水道施設に被害が発生し、給水に関し市民生活に大きな影響を及ぼすような事態が発生し、又は発生が予想される場合は、帯広市上下水道事業災害対策計画に基づき、「上下水道部災害対策部」を設置する。</p> <p>(2) 動員の発令 部長は、災害応急措置を講ずるため必要と認めるときは、帯広市上下水道事業災害対策計画に基づき上下水道部災害対策部の非常配備態勢に基づく第1種非常配備態勢、第2種非常配備態勢、第3種非常配備態勢の動員を発令する。 ただし、災害の種類、規模、発生時期等によって特に必要と認めるときは、配備態勢と異なる発令をすることができる。</p> <p>(3) 所掌事務 部長は、災害応急措置を講ずるため必要と認めるときは、<u>帯広市上下水道事業災害対策計画に基づき、上下水道部災害対策部の編成及び所掌事務に基づく班の編成並びに所掌事務を</u>発令することができる。</p>	<p>誤記の修正</p>

第3章 第14節 115頁	<p>3 上水道施設</p> <p>(1) 初期対策</p> <p>災害発生初期における施設の操作、点検、被害状況調査等の実施は、次により行うものとする。</p> <p>ア 施設の運転停止</p> <p>次の場合は、<u>施設班長</u>の判断により施設の運転を停止する。<u>施設班長</u>はその内容を対策部長に報告する。</p> <p>(ア) 停電により運転の継続が不可能と判断される場合</p> <p>(イ) 薬品の漏洩等により運行の継続が不可能と判断される場合</p> <p>(ウ) 送水管、<u>排水幹線</u>の機能の停止により二次災害の発生するおそれがある場合</p> <p>(エ) 浄水場<u>ない</u>最低確保水量を維持できない場合</p> <p>(オ) 配水池最低水位を維持できない場合</p> <p>なお、<u>運転手</u>については、迅速かつ的確に判断できるように、別途運転停止条件の細目を定めるものとする。</p> <p>イ 施設の調査点検</p> <p>あらかじめ作成した施設の調査点検要領に基づき行うとともに、次の事項について状況確認を行うものとする。</p> <p>(ア) 取水および<u>排水量</u>等の状況確認</p> <p>(イ) 電力受電状況および<u>運転状況</u>確認</p> <p>(ウ) 危険物等火災発生の原因となる物件類の状況確認</p> <p>ウ 応急対策</p> <p>災害により応急対策を必要とする異常事態が発生したときは、<u>建設班及び施設班</u>において、被害を未然に防止また被害の拡大を防ぐため、水道施設の構造、流速、水位及び水質の状態を考慮し、可能な限り最も適切な方法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。</p> <p>エ 被害状況調査報告</p> <p>(ア) 被害状況を調査収集した職員は写真撮影し、水道施設被害調査票により<u>上下水道部災害対策部災害対策室</u>（以下「<u>災害対策室</u>」という。）に報告するものとする。</p> <p>(イ) <u>災害対策室</u>は、被害調査整理簿及び被害状況集計報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。</p>	<p>3 上水道施設</p> <p>(1) 初期対策</p> <p>災害発生初期における施設の操作、点検、被害状況調査等の実施は、次により行うものとする。</p> <p>ア 施設の運転停止</p> <p>次の場合は、<u>施設修繕班長</u>の判断により施設の運転を停止する。<u>施設修繕班長</u>はその内容を対策部長に報告する。</p> <p>(ア) 停電により運転の継続が不可能と判断される場合</p> <p>(イ) 薬品の漏洩等により運行の継続が不可能と判断される場合</p> <p>(ウ) 送水管、<u>配水幹線</u>の機能の停止により二次災害の発生するおそれがある場合</p> <p>(エ) 浄水場<u>内</u>最低確保水量を維持できない場合</p> <p>(オ) 配水池最低水位を維持できない場合</p> <p>なお、<u>運転停止</u>については、迅速かつ的確に判断できるように、別途運転停止条件の細目を定めるものとする。</p> <p>イ 施設の調査点検</p> <p>あらかじめ作成した施設の調査点検要領に基づき行うとともに、次の事項について状況確認を行うものとする。</p> <p>(ア) 取水および<u>配水量</u>等の状況確認</p> <p>(イ) 電力受電状況および<u>運転状況</u>確認</p> <p>(ウ) 危険物等火災発生の原因となる物件類の状況確認</p> <p>ウ 応急対策</p> <p>災害により応急対策を必要とする異常事態が発生したときは、<u>施設修繕班</u>において、被害を未然に防止また被害の拡大を防ぐため、水道施設の構造、流速、水位及び水質の状態を考慮し、可能な限り最も適切な方法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。</p> <p>エ 被害状況調査報告</p> <p>(ア) 被害状況を調査収集した職員は、写真撮影し、水道施設被害調査票により<u>施設修繕班</u>に報告するものとする。</p> <p>(イ) <u>施設修繕班</u>は、被害調査整理簿（以下「<u>整理簿</u>」という。）及び被害状況集計報告書（以下「<u>報告書</u>」という。）を作成し、対策部長に報告するものとする。</p> <p>なお、<u>緊急を要する場合や被害状況等に応じて、総務班は整理簿及び報告書を作成し、施設修繕班に提出する。</u></p>	班名の修正 文言の整理
116頁	<p>(2) 災害復旧作業</p> <p>ア 災害復旧の手順は、原則として水源から順次給水に至るまでの水の流れて従って被害箇所を復旧するよう計画するものとする。</p> <p>道路の被害が大きく広範囲に断水している場合は、幹線管路を修理復旧した後、避難場所や医療施設に通じる管路を優先的に復旧するものとする。</p> <p>イ <u>災害対策室</u>は、各班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、災害対策会議の決定を受けるものと</p>	<p>(2) 災害復旧作業</p> <p>ア 災害復旧の手順は、原則として水源から順次給水に至るまでの水の流れて従って被害箇所を復旧するよう計画するものとする。</p> <p>道路の被害が大きく広範囲に断水している場合は、幹線管路を修理復旧した後、避難場所や医療施設に通じる管路を優先的に復旧するものとする。</p> <p>イ <u>上下水道部災害対策本部</u>は、各班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、災害対策会議の決定を</p>	緊急時の対応について追加 名称の変更

<p>117 頁</p>	<p>する。 ウ 建設班及び施設班は、復旧基本計画に基づき、復旧実施計画を策定し、災害復旧工事を実施するものとする。 … 省略 … カ 復旧作業の記録は工事作業日報に記録し、班長に報告し、<u>災害対策室</u>に提出するものとする。 災害対策室は、工事作業日報に基づき災害復旧状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。 … 省略 … (3) 応急給水 … 省略 … カ <u>給排水班</u>は、応急給水状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。 … (6)まで省略 …</p>	<p>受けるものとする。 ウ <u>施設修繕班</u>は、復旧基本計画に基づき、復旧実施計画を策定し、災害復旧工事を実施するものとする。 … 省略 … カ 復旧作業の記録は工事作業日報に記録し、班長に報告し、<u>総務班</u>に提出するものとする。 総務班は、工事作業日報に基づき災害復旧状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。 … 省略 … (3) 応急給水 … 省略 … カ <u>給水班</u>は、応急給水状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。 … 省略 … (7) 広報 <u>管理者は水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活給水に関する解消に努めるものとする。</u></p>	<p>班名の修正</p>
<p>118 頁</p>	<p>4 下水道施設 下水道施設の災害による被害に対し、市長は雨水、汚水の流下に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期することとする。 (1) 活動体制 ア 市災害対策本部の非常配備態勢に基づき、職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施する。 イ <u>ポンプ場、処理場</u>にあつては、監視要員からの報告を基点とし、各処理場の非常配備編成連絡網により緊急配備態勢をとる。 … 省略 … (2) 応急復旧対策 … 省略 … イ 応急対策 … 省略 … (イ) <u>処理場及び中継ポンプ場</u> 停電のため処理場、中継ポンプ場の機能が停止した場合は、自家発電機によってポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないようにする。 (ウ) 復旧計画 下水道施設の復旧は、市をはじめとして民間企業の協力を得て、できるだけ速やかに、原状に復旧する。</p>	<p>4 下水道施設 下水道施設の災害による被害に対し、<u>下水道施設班長</u>は雨水、汚水の流下に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期することとする。 (1) 活動体制 ア 市災害対策本部の非常配備態勢に基づき、職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施する。 イ 処理場にあつては、監視要員からの報告を基点とし、処理場の非常配備編成連絡網により緊急配備態勢をとる。 … 省略 … (2) 応急復旧対策 … 省略 … イ 応急対策 … 省略 … (イ) 処理場 停電のため処理場の機能が停止した場合は、自家発電機によってポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないようにする。 (ウ) 復旧計画 下水道施設の復旧は、市をはじめとして民間企業の協力を得て、できるだけ速やかに、原状に復旧する。 (3) 広報 <u>管理者は下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。</u></p>	<p>広報の追記</p> <p>ポンプ場廃止による削除</p>
<p>119 頁</p>	<p>(イ) <u>処理場及び中継ポンプ場</u> 停電のため処理場、中継ポンプ場の機能が停止した場合は、自家発電機によってポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないようにする。 (ウ) 復旧計画 下水道施設の復旧は、市をはじめとして民間企業の協力を得て、できるだけ速やかに、原状に復旧する。</p>	<p>(イ) 処理場 停電のため処理場の機能が停止した場合は、自家発電機によってポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないようにする。 (ウ) 復旧計画 下水道施設の復旧は、市をはじめとして民間企業の協力を得て、できるだけ速やかに、原状に復旧する。 (3) 広報 <u>管理者は下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。</u></p>	<p>広報の追記</p>